

○ 平成十九年総務省告示第六百五十一号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示新旧対照
表 (傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
一 (略)	一 (略)	一 (略)	一 (略)
1 (略)	(-) 基地局の送信装置	1 (略)	(-) 基地局の送信装置
送信空中線の絶対利得 一七デシベル以下(注1)	送信装置の空中線電力 一〇ワット以下	送信空中線の絶対利得 一七デシベル以下(注1)	送信装置の空中線電力 一〇ワット以下
一七デシベルを超える〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下	一七デシベルを超える〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下
二〇デシベルを超える三三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下	二〇デシベルを超える三三デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
三三デシベルを超える二五デシベル以下(注1、注2)	三・一ワット以下	三三デシベルを超える二五デシベル以下(注1、注2)	三・一ワット以下
注1 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置又は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。		注1 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。	
2 (略)	(-) 陸上移動局の送信装置	2 (略)	(-) 陸上移動局の送信装置
(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合	(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合	(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合	(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合
送信空中線の絶対利得 一デシベル以下	送信装置の空中線電力 四〇〇ミリワット以下	送信空中線の絶対利得 一デシベル以下	送信装置の空中線電力 一〇〇ミリワット以下
一デシベルを超える五デシベル以下(注1)	四〇〇ミリワット以下(注1)		

2 (二) (2) (略) (略)	2 (二) (2) (略) (略)	五デシベルを超える〇デシベル以下(注2、注3)	110〇パリワット以下
		〇デシベルを超える一〇デシベル以下(注3)	110〇パリワット以下
		一〇デシベルを超える一一〇デシベル以下(注3)	110〇パリワット以下
		一一〇デシベルを超える一二〇デシベル以下(注3)	110〇パリワット以下
<p>注1 等価等方輻射電力は一ハデシベル(一パリワットを〇デシベルとする)以下であること。</p> <p>2 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。</p> <p>3 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。</p>			
(二) (略)	(二) (略)	陸上移動局の送信装置	
(1) チャネル間隔が五MHzのもの	(1) チャネル間隔が五MHzのもの	搬送波の周波数から(+)五MHz離れた周波数を中心とする(+)一・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、五デシベル以下	
(2) チャネル間隔が一〇MHzのもの	(2) チャネル間隔が一〇MHzのもの	搬送波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数を中心とする(+)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三〇デシベル以下	

2 (二) (2) (略) (略)	2 (二) (2) (略) (略)	一〇デシベルを超える一〇デシベル以下(注1、注2)	110〇パリワット以下
		一〇デシベルを超える一一〇デシベル以下(注2)	110〇パリワット以下
		一一〇デシベルを超える一二〇デシベル以下(注2)	110〇パリワット以下
<p>注1 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。</p> <p>2 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。</p>			
(二) (略)	(二) (略)	陸上移動局の送信装置	
(1) チャネル間隔が五MHzのもの	(1) チャネル間隔が五MHzのもの	搬送波の周波数から(+)五MHz離れた周波数を中心とする(+)一・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、一〇デシベル以下	
(2) チャネル間隔が一〇MHzのもの	(2) チャネル間隔が一〇MHzのもの	搬送波の周波数から(+)一〇MHz離れた周波数を中心とする(+)四・七五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、〇〇デシベル以下	

5 3

4 (略)

(二) (-) (略)

陸上移動局の送信装置

周 波 数 (f)	不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値
○ 一、 MHz 未満 五〇五以上一、五三一 (略)	一 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベル以下の中立局を通信の相手方と する陸上移動局の場合 (-) 送信空中線の絶対利得が五〇 デシベル以下の中立局の送信裝 置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)三七デシベル以下 (-) 送信空中線の絶対利得が五〇 デシベルを超える中立局の送信裝 置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)七〇デシベル以下 (-) の値 (二) 送信空中線の絶対利得が一〇 デシベルを超える陸上移動局の送 信裝置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)六八デシベル以下 の値 一 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベルを超える中立局を通信の相手方 とする陸上移動局の場合 二 任意の一 MHz の帯域幅における平 均電力が(-)六一デシベル以下の値
○ 一、 MHz 未満 五〇五以上一、五三一 (略)	一 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベル以下の中立局を通信の相手方と する陸上移動局の場合 (-) 送信空中線の絶対利得が二〇 デシベル以下の中立局の送信裝 置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)三七デシベル以下 (-) 送信空中線の絶対利得が二〇 デシベルを超える中立局の送信裝 置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)七〇デシベル以下 (-) の値 (二) 送信空中線の絶対利得が一〇 デシベルを超える陸上移動局の送 信裝置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)六八デシベル以下 の値 一 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベルを超える中立局を通信の相手方 とする陸上移動局の場合 二 任意の一 MHz の帯域幅における平 均電力が(-)六一デシベル以下の値

5 3

4 (略)

(二) (-) (略)

陸上移動局の送信装置

周 波 数 (f)	不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値
○ 一、 MHz 未満 五〇五以上一、五三一 (略)	一 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベル以下の中立局を通信の相手方と する陸上移動局の場合 (-) 送信空中線の絶対利得が二〇 デシベル以下の中立局の送信裝 置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)三七デシベル以下 (-) 送信空中線の絶対利得が二〇 デシベルを超える中立局の送信裝 置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)七〇デシベル以下 (-) の値 (二) 送信空中線の絶対利得が二〇 デシベルを超える中立局の送信裝 置 二 任意の一 MHz の帯域幅における 平均電力が(-)六八デシベル以下 の値 一 送信空中線の絶対利得が一七デシ ベルを超える中立局を通信の相手方 とする陸上移動局の場合 二 任意の一 MHz の帯域幅における平 均電力が(-)六一デシベル以下の値

<p>(略)</p> <p>注 チャネル間隔が五MHz 二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が一 調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。</p>	<p>五二、五三〇MHz以上二、五三 MHz未満</p> <p>一 ベル以下の中継局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の中継局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $1.7 \times f - 4338 \text{ デシベル}$ <p>f は、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信装置の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p>
<p>(略)</p> <p>注 チャネル間隔が五MHz 二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が一 調周波数が二五MHz以上となる周波数帯に限る。</p>	<p>五二、五三〇MHz以上二、五三 MHz未満</p> <p>一 ベル以下の中継局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(一) 送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の中継局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が次式による値以下の値</p> $1.7 \times f - 4338 \text{ デシベル}$ <p>f は、送信装置に使用する電波の周波数(単位MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信装置の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p>

二 6 (略)

7 送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える〇デシベル以下の陸上
8 移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。

9 (略)

二 (略)

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア
周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無
線設備

1 (略)

(-) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一セデシベル以下(注1)	四〇ワット以下(チャネル間隔が二 〇MHzの無線設備の場合にあっては 四〇ワット以下)
一七デシベルを超える〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下
二〇デシベルを超える三〇デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二三デシベルを超える五〇デシベル以下(注1、注2)	三・一ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル

二 6 (略)

7 送信空中線の絶対利得が二〇デシベルを超える〇デシベル以下の陸上
8 移動局の無線設備の電源は、交流電源であること。

9 (略)

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

1 (略)

(-) 基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
二一デシベル以下(注1)	一〇ワット以下
二二デシベルを超える二〇デシベル以下(注1、注2)	一〇ワット以下
二三デシベルを超える五〇デシベル以下(注1、注2)	五ワット以下
二四デシベルを超える五〇デシベル以下(注1、注2)	三・一ワット以下

注1 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が二一デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2 送信空中線の絶対利得が二二デシベルを超える基地局の送信装置は、一の無線局のみと通信を行うものとする。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が二二デシベル

ハ 以下の場合

表 (略)

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル
ルを超える場合

表 (略)

(二)

基地局の送信装置

(1) チャネル間隔が一・五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)一・五MHz離れた周波数を中心とする
(±)一・一五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル
以下

(2) チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)五MHz離れた周波数を中心とする
(±)一・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以
下

(3) チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数を中心とする
(±)五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

(4) チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数を中心とする
(±)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) チャネル間隔が一・五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)一・五MHz離れた周波数を中心とする
(±)一・一五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル
以下

(2) チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)五MHz離れた周波数を中心とする
(±)一・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以
下

ハ 以下の場合

表 (略)

(2) 通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル
ルを超える場合

表 (略)

(二)

(一) チャネル間隔が一・五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)一・五MHz離れた周波数を中心とする(±)
一・一五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、任意の一MHzの帯域幅
において(一)一〇デシベル以下

(二) チャネル間隔が五MHzのもの

搬送波の周波数から(±)五MHz離れた周波数を中心とする(±)
一・四MHzの帯域内に輻射される平均電力が、任意の一MHzの帯域幅
において(一)一〇デシベル以下

(三) チャネル間隔が一〇MHzのもの

搬送波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数を中心とする(±)
四・八MHzの帯域内に輻射される平均電力が、任意の一MHzの帯域幅
において(一)一〇デシベル以下

- (3) チャネル間隔が 10 MHz のもの
 搬送波の周波数から $(\pm)10\text{ MHz}$ 離れた周波数を中心とする
 $(\pm)5\text{ MHz}$ の帯域内に輻射される平均電力が、 -10 dB 以下
- (4) チャネル間隔が 10 MHz のもの
 搬送波の周波数から $(\pm)10\text{ MHz}$ 離れた周波数を中心とする
 $(\pm)10\text{ MHz}$ の帯域内に輻射される平均電力が、 -20 dB 以下
- (二) 陸上移動中継局の送信装置 陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、
 基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3 (略)
 (一) 基地局の送信装置

チャネル間隔	五 MHz	二・五 MHz	一〇 MHz
未満	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz	七・五 MHz 以上一一・五 MHz	三〇 MHz 以上五〇 MHz 未満
満	一五 MHz 以上二二・五 MHz 未満		

注 f の単位は MHz とする。
 (二) 陸上移動局の送信装置

チャネル間隔	五 MHz	二・五 MHz	一〇 MHz
未満	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz	二・五 MHz	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz

3 (略)
 (一) 基地局の送信装置

チャネル間隔	五 MHz	二・五 MHz	一〇 MHz
未満	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz	七・五 MHz 以上一一・五 MHz	三〇 MHz 以上五〇 MHz 未満

注 f の単位は MHz とする。

(二) 陸上移動局の送信装置

チャネル間隔	五 MHz	二・五 MHz	一〇 MHz
未満	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz	二・五 MHz	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz

4 (二) (略)	一〇 MHz	一〇 MHz	五 MHz	未満
	一〇 MHz 以上	一〇 MHz 未満	七・五 MHz 以上	一・五 MHz 未
	一〇 MHz 以上	一〇 MHz 未満	(一)一〇 デシベル以下	
	一〇 MHz 以上	一〇 MHz 未満	(一)一五 デシベル以下	

注 f の単位は MHz とする。

4 (三) (略)

(一) 一、五四五 MHz を超え一、五七五 MHz 以下又は一、五九五 MHz を超え一、六二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合

基 地 局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
$M \times 625$ マイクロ秒以下	$N \times 625$ マイクロ秒以下

注 M 及び N は自然数とし、 M と N の合計が 4、8 又は 16 である。

5 (二) (略)

(一) 基地局の送信装置

周 波 数	不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値
五一、五〇五 MHz 以上一、五三 MHz 未満	(略) 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力 が(一)四〇 デシベル以下の値
一、五三五 MHz 以上一、六三	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力

4 (二) (略)	一〇 MHz	五 MHz	MHz 未満	
	一〇 MHz 以上	一〇 MHz 未満	七・五 MHz 以上	一・五 MHz
	一〇 MHz 以上	一〇 MHz 未満	(一)一〇 デシベル以下	次式による値以下 -12.5-f デシベル
	一〇 MHz 以上	一〇 MHz 未満	(一)一五 デシベル以下	次式による値以下 -10-f デシベル

注 f の単位は MHz とする。

4 (三) (略)

(一) 一、五四五 MHz を超え一、五七五 MHz 以下又は一、五九五 MHz を超え一、六二五 MHz 以下の周波数の電波を使用する場合

基 地 局	陸上移動局(中継を行うものを除く。)
一・五ミリ秒以下	一・五ミリ秒以下

5 (二) (略)

(一) 基地局の送信装置

周 波 数	不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値
五一、五〇五 MHz 以上一、五三 MHz 未満	(略) 任意の一 MHz の帯域幅における平均電力 が(一)四〇 デシベル以下の値
一、五三五 MHz 以上一、六三	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力

○ MHz 未満(注) (略)	○ MHz 未満(注) (略)	が(一)一一〇デシベル以下の値
注 チャネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一一・五 MHz 以上、チャネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一五 MHz 以上、チャネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上となる周波数帯に限る。	(二) 陸上移動局の送信装置	周 波 数 (f) 不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値 (略)

○ MHz 未満(注) (略)	○ MHz 未満(注) (略)	が(一)一一〇デシベル以下の値
注 チャネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一一・五 MHz 以上、チャネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上となる周波数帯に限る。	(二) 陸上移動局の送信装置	周 波 数 (f) 不 要 発 射 の 強 度 の 許 容 値 (略)

<p>五二、五三〇 MHz 以上二、五三 MHz 未満</p>	<p>二の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(-) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)一五デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(二) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>
<p>五二、五三〇 MHz 以上二、五三 MHz 未満</p>	<p>二の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>(-) 送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が次式による値以下の値 $30 + (f - 2530) \text{ デシベル}$</p> <p>(二) f は、送信装置に使用する電波の周波数(単位 MHz)のうち上欄に掲げる範囲のものとする。</p> <p>二 送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値</p> <p>(三) 送信空中線の絶対利得が一〇デシベルを超える陸上移動局の送信装置</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一)六八デシベル以下の値</p> <p>一 送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局を通信の相手方とする陸上移動局の場合</p> <p>任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二)六一デシベル以下の値</p>

		(略)	(略)
		注 チャネル間隔が二・五MHzの無線設備にあつては離調周波数が六・一二五MHz以上、チャネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二五MHz以上、チャネル間隔が一二〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二五MHz以上となる周波数帯に限る。	注 チャネル間隔が二・五MHzの無線設備にあつては離調周波数が六・一二五MHz以上、チャネル間隔が五MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあつては離調周波数が一二五MHz以上となる周波数帯に限る。
6	(三)	(略)	(略)
6	(一)	基地局の送信装置	基地局の送信装置
	(1)	〔1〕 (略)	〔1〕 (略)
	(2)	〔2〕 (略)	〔2〕 (略)
	(3)	〔3〕 (略)	〔3〕 (略)
	(4)	〔4〕 チャネル間隔が一二〇MHzのもの	〔4〕 チャネル間隔が一二〇MHzのもの
		希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(+)一二〇MHz及び(-)四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。	希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(+)一二〇MHz及び(-)四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。
7	(二)	(略)	(略)
8	7	陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。	陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。
四	9	9	(略)
四	9	・	10 (略)